

「個別注記表」にまつわる あなたの疑問に答えます

税理士・中小企業診断士 野村幸広

どうが
なんが
書かれているの?

なんのために
作成するの?

会社法では、決算書において会計を適正に処理するために補足情報を記載することを求めています。この補足情報は「監査報告書類が個別注記表です。個別注記表を作成していくと、ペナルティが科せられるわけではありませんが、銀行融資などの際は個別注記表が付いていないと、融資がスムーズに進まないこともあります。」

意外と知らない個別注記表の内容やその読み方を解説します。

メニューや選んでみてください。そして、決算書の作成とか、印刷とかいうようなメニューを選んでみてください。そうすると、「貸借対照表」「損益計算書」「販売費及び一般管理費明細書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」といった帳票を画面参照したり、印刷したりできるようになります。通常、会計ソフトには決算書作成機能がありますね。

今、目の前のパソコンで会計ソフトを操作できるのであれば、決算関連の操作ができます。会社法では、「株式会社は、

メニューを選んでみてください。そして、決算書の作成とか、印刷とかいうようなメニューを選んでみてください。そうすると、「貸借対照表」「損益計算書」「販売費及び一般管理費明細書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」といった帳票を画面参照したり、印刷したりできるようになります。通常、会計ソフトには決算書作成機能がありますね。

意外なことに会社法には、「決算書」や「決算報告書」というコトバは出てきません。会社法では、「株式会社は、

图表1 会社計算規則の規定

項目	注記を要求される項目	注記を要求されない項目
(1)	(2)	
(1) 繼続企業の前提に関する注記	×	×
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○
(3) 会計方針の変更に関する注記	○	○
(4) 表示方法の変更に関する注記	○	○
(5) 会計上の見積りの変更に関する注記	×	×
(6) 誤謬の訂正に関する注記	○	○
(7) 貸借対照表に関する注記	×	○
(8) 损益計算書に関する注記	×	○
(9) 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○
(10) 税効果会計に関する注記	×	○
(11) リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○
(12) 金融商品に関する注記	×	○
(13) 賃貸等不動産に関する注記	×	○
(14) 持分法損益等に関する注記	×	×
(15) 関連当事者との取引に関する注記	×	○
(16) 一株当たり情報に関する注記	×	○
(17) 重要な後発事象に関する注記	×	○
(18) 違約配当規制適用会社に関する注記	×	×
(19) その他の注記	○	○

* 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づく会計処理を行なう場合に注記が必要となる。

「中小企業の会計に関する指針」より抜粋

- (1) 「注記※」
- (2) 本要領に拠つて計算書類を作成し
- では、具体的にどのような事項を注記するべきなのでしょうか。「中小要領」を頼りに調べてみたいと思います。
- 「中小要領」における注記についての記載を確認しましょう。次に引用します。

るための記載であると。

注記の目的らしきものは少々見えてきましたが、まだ抽象的な感じがしますね。何より、「貸借対照表」「損益計算書」の4つということになります。(会社法第435条第2項及び会社計算規則第59条第1項)。

前置きが長くなりましたが、やっとテーマである「個別注記表」にたどり

た。会社でなくても、例えばPTAのような団体であっても決算はしますし、この報告のために決算書を作成します。決算をして報告するためならどんな形でも構わない。構成員さえ納得すればPTAのような任意団体であればそれでよいかもしれません。会社はそういういません。

会社が決算に際して作成する書類は、会社法に規定されている計算書類です。

具体的には、「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」の4つということになります。(会社法第435条第2項及び会社計算規則第59条第1項)。

「中略」各事業年度に係る計算書類(中略)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない(会社法第435条第2項)と規定しています。

会社でなくとも、例えばPTAのような団体であっても決算はしますし、この報告のために決算書を作成します。

PTAのような任意団体であればそれでよいかもしれません。会社はそういういません。

着きました。個別注記表とは、会社の決算書を構成する書類の一つといふことです。

ここで、決算書を構成する他の書類についても復習しておきましょう。

貸借対照表は期末時点での財政状態を、損益計算書はその事業年度の経営成績を表すものとされています。株主資本等変動計算書は、その事業年度中の純資産の変動状況を表示した計算書です。

「個別注記表」は会計ソフトで作れない

では個別注記表とはどんな内容なのでしょうか? そもそも注記とは何かというとついてヒントを得るために「中小企業の会計に関する基本要領(以下、「中小要領」といいます)」を確認してみたくなります。

「個別注記表」は会計ソフトで作れない

では個別注記表とはどんな内容なのでしょうか? そもそも注記とは何かというとついてヒントを得るために「中小企業の会計に関する基本要領(以下、「中小要領」といいます)」を確認してみたくなります。

「決算書は、経営者が、企業の経営成績や財政状態を把握するとともに、企業の外部の利害関係者に経営成績や財政状態を伝える目的で作成しますが、貸借対照表や損益計算書の情報を補足するため」一定の注記を記載する必要があります

「株主資本等変動計算書に関する注記は、決算期末における発行済株式数や配当金額等を記載します」

つまり「ういうことです。注記とは、4つの書類で構成される決算書のうち、「損益計算書」「貸借対照表」及び「株主資本等変動計算書」の情報を補足す

ト任せでOKです。これに対して、「個別注記表」は会計ソフト任せでは何も進みません。仕訳入力ではなくて、自ら積極的に文章を打ち込まなければならぬのです。

では、具体的にどのような事項を注記するべきなのでしょうか。「中小要領」を頼りに調べてみたいと思います。

「中小要領」における注記についての記載を確認しましょう。次に引用します。

た場合には、他の項目を記載する。

(※14は、「中小要領」の目次の中での項目番号です。「中小要領」の目次中、II各論は、14の項目で構成されていまさ。「注記」は各論の中や14番目の項目です)

(1)から見て、こましましょ。会社計算規則が注記を要求している項目は、前ページ図表1の通りです。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く）の個別注記表においては、記載を省略してよい項目が定められています。それが図表1の①欄の×印の項目です。（会社計算規則第98条第2項）

この結果、多くの中小企業では、①欄の○印の項目についてのみ、注記が要求されることがあります（会社法上の「公開会社」とは、定款で株式の譲渡制限を設けていない会社のことをいいます。株式を公開している会社と云ふべき）

金の計上基準等を記載します

これだけでは何だかよく分かりませんね。

皆さんの中には、決算時に減価償却費を計上する仕訳を行なったことがある方もいるかもしれません。「固定資産の減価償却の方法」から見てみます。

「中小要領」では、固定資産の減価償却の方法について、次のよう示しています。

〔8〕 固定資産※

(3) 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行なう。

(4) 無形固定資産は、原則として定額法による、相当の減価償却を行なう。
(※あとは、「中小要領」の目次の中の項目番号です)

はありません。

図表1の②欄の○印は、会計監査人設置会社以外の公開会社に要求される注記事項を示しています。
多くの中小企業は、定款で株式の譲渡制限を設けており公開会社には該当しませんが、念のため、皆さんの会社が株式の譲渡制限を設けているかどうか、確認してみてください。その確認は、法務局で取得する履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の「株式の譲渡制限に関する規定」欄で「行なう」とができます。

この欄に、「当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない」と書かれていたりになります。このよくな記載がある場合は、個別注記表に注記が要求される項目は、図表1の①欄の○印の項目になることになります。

会社法上の公開会社であることを

とは、株式の譲渡制限のある会社に比べて株式の売買が自由に行なえるわけですから、より多くの情報を投資家に開示する必要があります。補足情報もあまり削れないというわけですね。逆にいって、図表1の①欄の項目は、いかなる会社であっても注記を省略できない重要な補足情報といふことがであります。

損益計算書の情報を補足するという意味は？

※1) 図表1の③に示されている「重要な会計方針に係る事項」とは、より具体的にはどのような事項でしょうか。「中小要領」の解説は次の通りです。

「重要な会計方針に係る事項は、有価証券や棚卸資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当

減価償却費の金額が10万円達ったときにあります（減価償却費の計算についてもひに学びたい方は、ぜひ、国税庁のタックスアドバイザーの「E2106 定額法と定率法による減価償却」をご覧になつてしまわ）。URLは、以下の通りです。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2106.htm>

複数許されてくる方法のうち、どの方法を採用して減価償却費を計算したのかを明らかにする。これが、「損益計算書の情報を補足する」といふとの意味です。

個別注記表の実例を確認しておく

このよつて、損益計算書に計上される

・定額法の場合
100円×0.100 = 10万円
・定率法の場合
100万円×0.200 = 20万円

これらの減価償却の方法が採用するかによつて、損益計算書に計上される

具体例が分かってきたところで、実際の個別注記表の例を見てみましょう。

次ページ図表2をご覧ください。先ほ

ど説明した固定資産の減価償却の方法は、2.(2)に示されています。

有価証券や棚卸資産の評価基準及び評価方法は(1)に、引当金の計上基準は

(3)に示されています。

固定資産の減価償却の方法と同様に、「中小要領」では、有価証券について

は「5. 有価証券」に、棚卸資産については「6. 棚卸資産」に、それぞれ

適用すべき評価基準及び評価方法を示しています。また、引当金の計上基準

については、「11. 引当金」にその計

上基準を示しています。

これらの「中小要領」の記載と照らし合わせながら図表2の2.(1)、(3)を

見ていただくと、理解が深まるのではないかでしょう。

図表2の2.(4)の「①リース取引の処理方法」については、「中小要領」

の「10. リース取引」の項が参考になります。

「10. リース取引」

リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行なう

このように2つの会計処理方法を示した上で、まずは解説でこの2つの会計処理の方法について説明しています。

「賃貸借取引に係る方法とは、リース期間の経過とともに、支払リース料を費用処理する方法です。一方、売買取引に係る方法に準じた会計処理とは、リース取引を通常の売買取引と同様に考える方法であり、(中略)リース対象物件を「リース資産」として貸借対

支払いの都度・リース料／現預金（売買取引に係る方法に準じて会計処理）

リース開始時：リース資産／リース債務

リース料支払時：リース債務／現預金

決算時：減価償却費／リース資産

重要な会計方針に係る事項に関する注記とは

以上のように、いずれの方法によるかによって、仕訳パターンは大きく変わります。ですので、解説の最後で次

ス資産は、一般的に定額法で減価償却を行なうことになります。

仕訳で確認すると、以下のようになります。

支払いの都度・リース料／現預金

（売買取引に係る方法に準じて会計処理）

リース開始時：リース資産／リース債務

リース料支払時：リース債務／現預金

決算時：減価償却費／リース資産

重要な会計方針に係る事項に関する注記とは

以上のように、いずれの方法によるかによって、仕訳パターンは大きく変わります。ですので、解説の最後で次

図表2 個別注記表の例

個別注記表	
白 令和〇〇年〇月〇日	至 令和〇〇年〇月〇日
1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。	
2. 重要な会計方針に係る事項に関する記述	
(1) 資産の評価基準及び評価方法	
① 有価証券の評価基準及び評価方法	
総平均法による原価法を採用しています。	
② 棚卸資産の評価基準及び評価方法	
総平均法による原価法を採用しています。	
(2) 固定資産の減価償却の方法	
① 有形固定資産	
定率法を採用しています。	
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。	
② 無形固定資産	
定額法を採用しています。	
(3) 引当金の計上基準	
① 貸倒引当金	
信託の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定に基づく法定繰入率により計上しています。	
② 契与引当金	
従業員の契与に備えるため、支給見込額の当期末負担分を計上しています。	
③ 退職給付引当金	
従業員の退職給付に備えるため、決算日において、従業員全員が自己都合によって退職した場合に必要となる退職金の基準の〇%を計上しています。	
(4) その他の会計処理のための基本となる重要な事項	
① リース取引の処理方法	
リース取引については、賃貸借取引に係る方法により、支払リース料を費用処理しています。	
なお、未経過リース料額は、〇〇〇円（又は千円）であります。	
② 消費税等の会計処理	
消費税等の会計処理は、規格方式（又は税込方式）によっています。	
3. 貨物対照表に関する注記	
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	
〇〇〇円（又は千円）	
(2) 受取手形割引額	
〇〇〇円（又は千円）	
(3) 受取手形変換済額	
〇〇〇円（又は千円）	
(4) 担保に供している資産及び対応する債務	
建物	
土地	
長期借入金	
〇〇〇円（又は千円）	
4. 株主資本等変動計算書に関する注記	
(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数	
〇〇〇株	
(2) 当事業年度の末日における自己株式の数	
〇〇〇株	
(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項	
平成〇〇年〇月〇日の定期株主総会において、次の通り決議されました。	
配当金の支拂額	
〇〇〇円（又は千円）	
配当の原資	
利益剰余金	
一株当たりの配当額	
〇円	
基準日	
令和〇〇年〇月〇日	
効力発生日	
令和〇〇年〇月〇日	
(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項	
令和〇〇年〇月〇日開催予定の臨時株主総会において、次の通り決議を予定しています。	
配当金の支拂額	
〇〇〇円（又は千円）	
配当の原資	
利益剰余金	
一株当たりの配当額	
〇円	
基準日	
令和〇〇年〇月〇日	
効力発生日	
令和〇〇年〇月〇日	

* 「中小要領」の個別注記表例（2.(2)のみ「中小企業の会計に関する指針」より）

のよつた考え方が示されています。

「貸借取引に係る方法で会計処理を行なった場合、将来支払うべき金額が貸借対照表に計上されないため、金額的に重要性があるものについては、期末時点での未経過のリース料を注記することが望ましいと考えられます。」

貸借対照表に記載されていない情報を補うという意味で、貸借対照表に対する補足情報になっていますね。

以上のように、同一事象について、複数の会計処理がある場合、当社がどを提供するのが図表2にいう「重要な会計方針に係る事項に関する注記」ということになります。

では、図表1の「会計方針の変更に関する注記」「表示方法の変更に関する注記」「とはどういったものでしょか。考え方だけ確認しておこうと思いま

ます。
「中小要領」のI. 総論の中に、次のような記載があります。

「4. 複数ある会計処理方法の取扱いの実態等に応じて、適切な会計処理の方法が認められている場合には、企業

(1) 本要領により複数の会計処理の方法を選択して適用する

(2) 会計処理の方法は、毎期継続して同じ方法を適用する必要があり、これを変更するに当たっては、合理的な理由を必要として、変更した旨、その理由及び影響の内容を注記する」

(1) にあたる注記が「重要な会計方針に係る事項に関する注記」と言え、(2) にあたる注記が「会計方針の変更に関する注記」「表示方法の変更に関する注記」と言えます。

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」「とはどういったものでしょか。考え方だけ確認しておこうと思いま

る注記」が、その事業年度の貸借対照表と記載されています。
図表2の最後にある「4. 株主資本等変動計算書に関する注記」と、「会計方針の変更に関する注記」「表示方法の変更に関する注記」は、金額ではないために株主資本等変動計算書には記載されない情報である株数や、業年度間の比較を可能にするための注記と言えます。

また、図表1では○印になつていてせんでしたが、「中小要領」では貸借対照表に関する注記として、「受取手形割引額」「受取手形裏書譲渡額」も注記することとしています。

図表2の「3. 貸借対照表に関する注記」の(2)(3)がこれにあたります。
「受取手形割引額」「受取手形裏書譲渡額」は、法人税法の規定に基づく貸

倒引当金の計算上も必要な情報となりますので、私も該当がある場合には必ず注記しています。

個別注記表で決算書の

信頼性・信用性が高まる

以上、ざっと個別注記表の位置づけやその記載内容について見てきました。まとめると、次のよつた」ことが言えます。

・個別注記表は決算書の一部であり、会社法上作成を省略する」ことはできない。

・各注記は「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」の背景説明（補足情報）である。

重要な会計方針に係る事項に関する注記などは、仕訳の仕方、その金額の

算定についての根拠説明をしているようになります。

「こう考えると「注記にどう昔こうか」というところまで意識して、仕訳の入力をしなければという気になつてきますね。ちょっと緊張します。しかし、

そのような過程を経て慎重に作成された決算書は、やはり信頼性・信用性が高いです。

結果的に銀行からの問い合わせに対してスムーズかつ正確な回答ができるようになりますし、税務調査においても仕訳の根拠を説明できるようになります。すなわち、個別注記表は、皆さんの会社の利害関係者（銀行や税務署など）に対し、「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」と並んで、説明責任を果たすために作成される重要な計算書類の一つなのです。

いままで学んだことを頭に入れて、改めて自社の個別注記表を見直してみたり、あるいは上場会社の個別注記表



●のおり ゆきひる

1968年生まれ。1994年税理士登録。2002年中小企業診断士登録。2001年中小企業の会計・税務・意思決定支援を目的とするノムラ・コンサルティング・オフィスを創業。近年では顧客とのクラウド上でデータ共有も容易になつたことから、経理業務のアウトソーシングにも力を入れている。【近況】コロナ禍で4月より在宅勤務中です。はじめは違和感がありましたが、慣れると案外やれるなど。それはさておき、6月号発売時には世の中正常化している」と願っています。